

飼料価格高騰対策事業実施要綱

令和5年3月30日付け4農畜機第7316号
一部改正 令和7年2月 5日付け6農畜機第6939号

配合飼料価格については、昨今の輸入原料価格の高騰により価格の急激な上昇が長期間にわたり、畜産経営を圧迫しており、引き続き配合飼料価格安定制度の補填（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日50畜B第303号農林事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定める異常補填交付金交付事業及び交付要綱に規定する配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づき行う通常価格差補填をいう。）が発動する可能性がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、生産コストの削減や飼料自給率の向上の取組、配合飼料価格安定制度の基本的な機能の強化等の取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号ー1）及び「畜産産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

本事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金の交付手続等については、以下のとおりとする。

1 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業

生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営体に対して配合飼料の購入に係る補填金を交付する事業であり、別添1のとおりとする。

2 配合飼料価格安定制度運営基盤強化事業

配合飼料価格安定制度の通常価格差補填金の交付に必要な資金に充てるため、融資機関から必要な資金を借り入れる際の利子相当額を支援する事業であり、別添2のとおりとする。

第2 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、第1の事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第7316号）

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則（令和7年2月5日付け6農畜機第6939号）

- 1 この要綱の改正は、令和7年2月5日から施行する。
- 2 配合飼料価格安定制度運営基盤強化事業実施要綱（令和5年3月31日付け4農畜機第7312号）は廃止する。
- 3 2の規定による廃止前の配合飼料価格安定制度運営基盤強化事業実施要綱の規定によりされた業務は、別添2の相当規定によりされたものとみなす。
- 4 この要綱の改正以前に採択した配合飼料価格高騰緊急特別対策事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。